

食品の原産地に関する情報提供基準

(趣旨)

第1条 この基準は、山梨県食の安全・安心推進条例(平成24年山梨県条例第15号)第21条第1項の規定に基づき、事業者が行う畜産物の原産地及び加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(畜産物の原産地に関する情報)

第2条 国内で生産された畜産物(食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第2条第1項第2号に規定する生鮮食品であって、同令別表第2に掲げる畜産物をいう。)の原産地に関し、事業者が消費者に提供すべき情報は、次の各号のいずれかに掲げる事項とする。

- (1) 主たる飼養地が属する都道府県の名称
- (2) 主たる飼養地が属する市町村の名称
- (3) 主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの

(加工食品の原材料の原産地に関する情報)

第3条 加工食品の原材料(食品表示基準において原産地を表示すべきこととされている原材料をいう。)の原産地に関し、事業者が消費者に提供すべき情報は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、当該右欄に掲げる事項のいずれかとする。

原材料の区分	提供すべき情報
国内で生産された農産物	イ 都道府県名 ロ 食品表示基準別表第15の23及び24に掲げるものにあつては、市町村名 ハ 一般に知られている地名
国内で生産された畜産物	イ 主たる飼養地が属する都道府県の名称 ロ 主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの
国内で生産された水産物	イ 生産(採取及び採捕を含む。)した水域の名称 ロ 水揚げした港の名称 ハ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県の名称 ニ 食品表示基準別表第15の23及び25に掲げるものにあつては、水揚げした港又は主たる養殖場が属する市町村の名称ホ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する地域の名称で一般に知られているもの
削りぶしの原材料として使用される国内で加工されたかつおのふし	イ 都道府県名 ロ 市町村名 ハ 一般に知られている地名

(情報提供の方法)

第4条 前2条に規定する情報の提供は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

- (1) 食品表示基準で定める表示の方法
- (2) 商品ごとに直接に、ラベル等を貼り付け、又は記載する方法
- (3) 商品の陳列棚等に、ラベル等を貼り付け、又はカードを差し込む方法
- (4) 陳列された商品の近くにカード等を下げ、又は置く方法
- (5) 店舗内において消費者に見やすいように一括して掲示する方法
- (6) インターネットを利用する方法
- (7) 消費者からの問合せに個別に応じる方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する方法

(情報提供の特例)

第5条 事業者は、食品の生産、製造、加工又は流通の状況、食品の原材料の性質等に照らし第2条又は第3条に規定する情報を消費者に提供することが困難であると認められる特別の事情があるときは、この基準によらないことができる。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。